

最終更新日：2007年12月18日

株式会社イントランス

代表取締役社長 上島 規男

問合せ先：人事・総務部 鳥越 憲一 Tel:03-5778-2145

証券コード:3237

<http://www.intrance.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営統治の重要な機能と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めており、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性を確保し、企業価値の最大化を図ることが肝要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満
-----------	-------

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
上島 規男	25,900	40.34
有限会社レアリア・インベストメント	19,000	29.60

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	不動産業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし

連結子会社数

10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は取締役会を4名の取締役で構成し経営における意思決定の迅速性・効率性を高めております。また、監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、監査役の職務が円滑に遂行されていること等から経営監視機能は十分に発揮されていると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人より会計監査の内容や結果等について報告を受けるとともに、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門より定期的に内部監査の実施状況についての報告を受け、会社の内部統制の状況について把握するとともに内部監査部門と意見交換を行い、必要に応じて内部監査部門に対して助言をすること等により連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
成田 范	税理士									○
國吉 歩	弁護士				○					
光家 國彦	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
成田 范	——	税理士であり、主にその専門的見地から経営活動を監督していただく為に選任したものです。
國吉 歩	——	弁護士であり、主に法的な側面から経営活動を監督していただく為に選任したものです。
光家 國彦	——	取締役、監査役としての豊富な知識、経験等を有しており、その観点から経営活動を監督していただく為に選任したものです。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

毎月1回以上開催している取締役会に出席するとともに、毎月1回以上監査役会を開催し、監査方針及び監査計画に従い取締役の業務執行を監査している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高める為、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役、監査役及び従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、決算短信、事業報告に取締役の年間報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役のサポートは人事・総務部が行っております。人事・総務部では、取締役会での意見交換及び決議が円滑にできるように取締役会の議案を社外監査役に対して事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

①取締役会

取締役会は、毎月1回開催しております。取締役4名によって構成されており、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。取締役会では、重要事項は全て付議されておりますとともに、業績の進捗状況等につきましても討議、検討がなされております。

②監査役及び監査役会

監査役3名(うち常勤監査役1名)は全員社外監査役であります。監査役及び監査役会は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務遂行を監査いたします。原則として月1回の監査役会の開催と取締役会等の重要な会議への出席により実効性の高い経営監督機能を果たしているほか、業務の執行状況を直接聴取する等の各種監査を通じて、取締役の業務執行を監視するとともに、経営全般に対する必要な提言を行っております。加えて、内部監査責任者や会計監査人と積極的に意見交換を行うなど、連携強化を図り、監査の実効性向上に努めております。

③内部監査

内部監査は、会社における不祥事及び誤謬等のリスクを未然に防止する重要な機能として位置づけております。代表取締役社長による直接の指示のもと財務・経理部(担当者1名)がその任にあたり、財務・経理部に対する監査については他の部門が監査を行い、監査結果は直接代表取締役社長に書面にて報告されております。監査結果を踏まえて、必要に応じて被監査部門に対して改善指示を行い、その後の改善状況を適宜把握し、確実な改善を促すなど、内部監査の実効性向上に努めております。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査は、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

④会計監査

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本監査法人与締結し監査を実施しております。なお、同監査法人、及び同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第9回定時株主総会（平成19年6月21日開催）の招集通知は16日前（6月5日）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第9回定時株主総会は平成19年6月21日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年2回以上の個人投資家向け説明会の開催を予定しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年4回の開催を予定しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	適時開示資料、決算短信、中間決算短信、四半期業績開示、有価証券報告書、半期報告書、決算説明資料等を掲載しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	人事・総務部が担当します。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等により
ステークホルダー
の立場の尊重につ
いて規定

全てのステークホルダーに対して、開示すべき全ての情報についてタイムリーディスクロージャーを実施することとしております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するとともに、企業としての社会的責任を果たすために、代表取締役社長及びコンプライアンス担当取締役が、法令、定款並びに規程等を遵守して職務の執行を行うべく役職員への周知徹底を図っております。

(2) 監査役は、独立した立場から、取締役等による業務が適正に確保されているかを取締役会への出席等を通じて監査しております。

(3) 内部監査は、財務・経理部が担当し、内部統制システムが有効に機能しているか、基本方針が実行されているかを監視しております。

(4) 人事・総務部をコンプライアンス担当部署とし、同部門の担当取締役を責任取締役としております。そして、同部門において法令遵守に関する研修会を実施し、社内への周知徹底を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の意思決定・審議内容に係る情報、代表取締役社長決裁事項のうち特に重要な事項等については、人事・総務部門を担当部署として、議事録、稟議書を保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内にリスク管理委員会を設置し、法令・社内規程及び企業倫理を遵守する意識を、全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、またリスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、当社の社会的信用を保持し、向上させることを行っております。

4. 取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

(1) 当社は、職務権限規程並びに業務分掌規程を詳細に定めることにより、業務プロセス並びに責任部署の明確化を図っております。

(2) 今後、さらなる権限委譲を進めると共に、各部門における担当業務の明確化等を通じて、業務の効率化を推進しております。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

当社は、会社が小規模であることから、基本的に補助すべき使用人を置く必要はないと判断していますが、監査役の職務の必要状況に応じて監査役会事務局等の補助使用人を置くものとします。補助使用人は、兼任も可能としますが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けないものとします。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

監査役は、取締役会等、重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとします。そのため取締役は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、必要に応じて出席を依頼するものとします。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞無く監査役に報告するものとします。

- (1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
- (2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

7. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。
- (2) 監査役、会計監査人及び内部監査部門は業務を円滑に推進するため相互の連携を図っております。
- (3) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を図っております。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスを経営統治の重要な機能と位置付け、コーポレート・ガバナンスの体制の強化及び充実に努めておりますが、今後より一層の強化及び充実を進めてまいります。

以下の施策を講じる予定です。

① 三様監査の充実にについて

監査役自らが主体となり監査法人・内部監査人と適宜、情報共有・意見交換等を行うことで三様監査を充実にまいります。

【 参考資料：模式図 】

